

人吉市景観形成ガイドライン

“美しき千年都市ひとよし”

2019 年 1 0 月 人吉市



目次

◆人吉市景観形成ガイドラインについて	1
◆人吉市景観計画について	1
人吉市景観計画の目的・役割・位置づけ	1
◆人吉市の景観特性	2
市民が思う大切にしたい主な風景	2
◆景観計画の体系	3
計画の体系図	3
◆特定地域・地区の指定(総括図)	4
重点的に早急に取り組む特定地域・地区の指定	4
◆景観計画区域における基準	5
対象の範囲	5
届出の対象	5
景観形成基準	6
◆球磨川河畔景観形成地域における基準	12
対象の範囲	12
届出の対象	13
景観形成基準	13
◆青井阿蘇神社周辺重点地区における基準	16
対象の範囲	16
届出の対象	16
景観形成基準	17
◆青井阿蘇神社眺望保全地区における基準	18
対象の範囲	18
届出の対象	18
景観形成基準	19
◆おくんち祭り伝統継承地区における基準	21
対象の範囲	21
届出の対象	22
景観形成基準	22
◆特定施設届出地区における基準	27
対象の範囲	27
特定施設の一覧	27
届出対象行為	28
景観形成基準	28
◆各区域に共通して適用する基準・制度	30
人吉グランドデザイン	30
屋外広告物	30
◆行為の制限にかかる届出の流れ	31
届出の流れと具体的な手続き	31

人吉市景観形成ガイドラインについて

本ガイドラインは、人吉市全域にわたる景観計画区域及び重点的に取り組む特定区域・地区における届出対象行為や景観形成基準等の行為の制限について、景観づくりの主体となる市民・企業・行政が良好な景観形成へ向けた取り組みを行う中で共通認識を持つことができるよう、わかりやすく解説したものです。

人吉市景観計画について

人吉市景観計画の目的・役割・位置づけ

■ 目的

景観計画とは、良好な景観を保全・育成・創出することにより、豊かな生活環境を形成していくことを目的としています。本市では日本遺産をはじめとして、市民の地域への誇りと愛着を醸成しうる優れた景観資源に恵まれ、これまで受け継いできた自然や文化を継承し、新たな価値を生み出すためには、景観形成への取り組みを総合的に推進する必要があります。

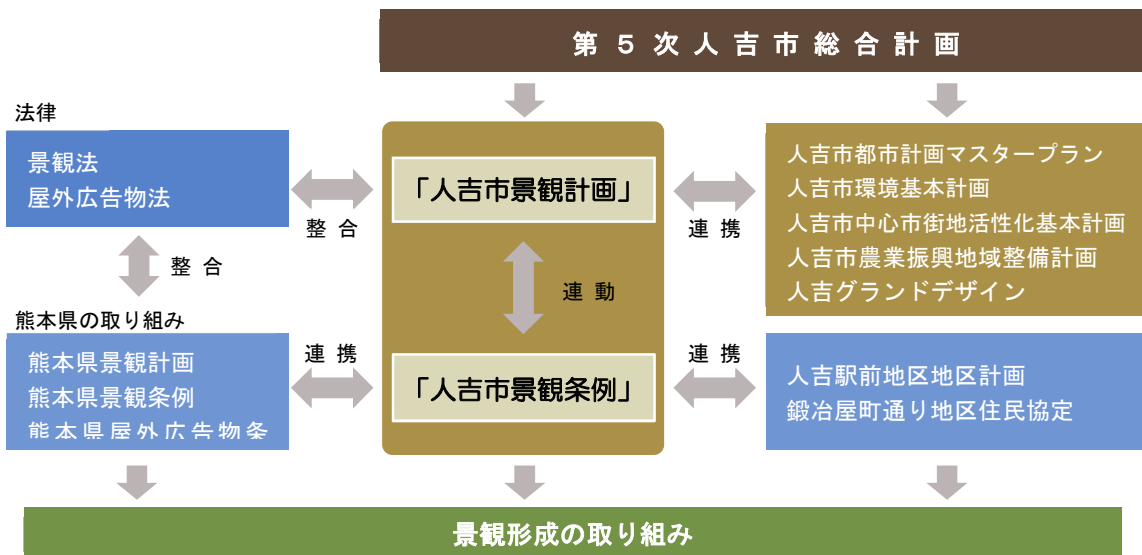
人吉市景観計画（以下、「本計画」という。）では、景観形成に関する方針や基準を定め、市民協働の取り組みとともに計画的に景観形成を進めるための具体的な内容を定めます。本計画の期間は定めませんが、運用状況を確認の上で必要に応じて見直しを行います。

■ 役割

人吉市のこれまでの景観施策は、熊本県景観計画に基づく県景観条例と県屋外広告物条例に準拠して実施されてきました。本計画は、熊本県景観計画において県が定めた内容を現在の状況及び近未来に想定される状況変化に合うよう方針や基準を更新し、市が主体性をもって取り組みます。また、計画の策定によって景観行政団体となり人吉市景観条例を制定することによって、景観に関する許認可や指導を市が行うことになります。なお屋外広告物条例に関しては従来どおり県条例に基づくものとします。

■ 位置づけ

本計画は、国や県および人吉市における法規制や諸計画と密接に関連しています。その中での人吉市景観計画と景観条例の位置づけを以下に示します。



人吉市の景観特性

市民が思う大切にしたい主な風景

■市街地の風景

市街地の風景では、中川原公園を含む球磨川、青井阿蘇神社、人吉城址の3つが普遍性の高い資源と感じており、静かで落ち着いた雰囲気大切にしたいと感じています。また、歩行者目線で捉えた歩道や橋からの遠景、歴史を感じさせる街区や建物、構造物、日常的な風景でありながらその地区の個性を感じさせる景観要素が挙げられています。



球磨川の風景



青井阿蘇神社の風景



人吉城址の風景



歩行空間から見る風景



歴史をしのばせる風景



その土地の独特な世界を感じさせる風景

■郊外の風景

郊外の風景では、川沿いや田園地帯において、水や緑が豊かな風景に共感を覚えることが多く、歴史的な価値があるものや、石橋や石積みなど人の手の痕跡が感じられるものも大切にしたいと感じています。また、集落周辺では生活がにじみ出ている風景、特に水路まわりの風景が挙げられています。



悠久の自然を感じさせる風景



歴史的遺産と自然が調和する風景



暮らしが読み取れる風景



川のある風景



田園の風景

■眺望される風景

紅取丘公園の展望所や風致地区の頂上部からは、広角的に人吉の風景を眺望できます。このような場所に立つと、ふだん自分が暮らしている場所が小さいながらも大きな風景を形づくる重要な要素であることがわかります。この時、この風景を縁どっている山々の稜線と全体を貫くように走る球磨川の軸線が人吉の風景の骨格を成していることがよくわかります。

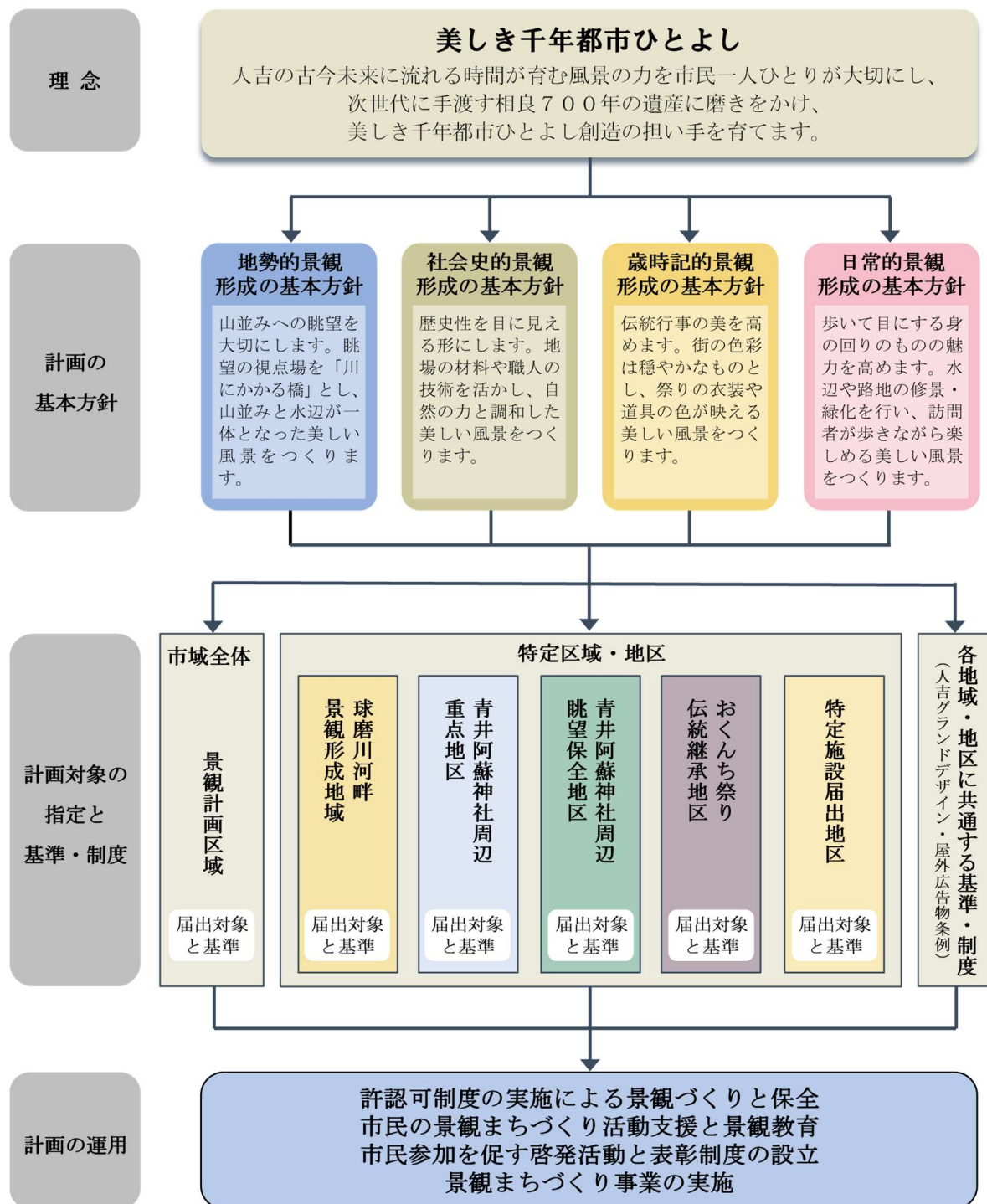


紅取丘公園の展望所から望む

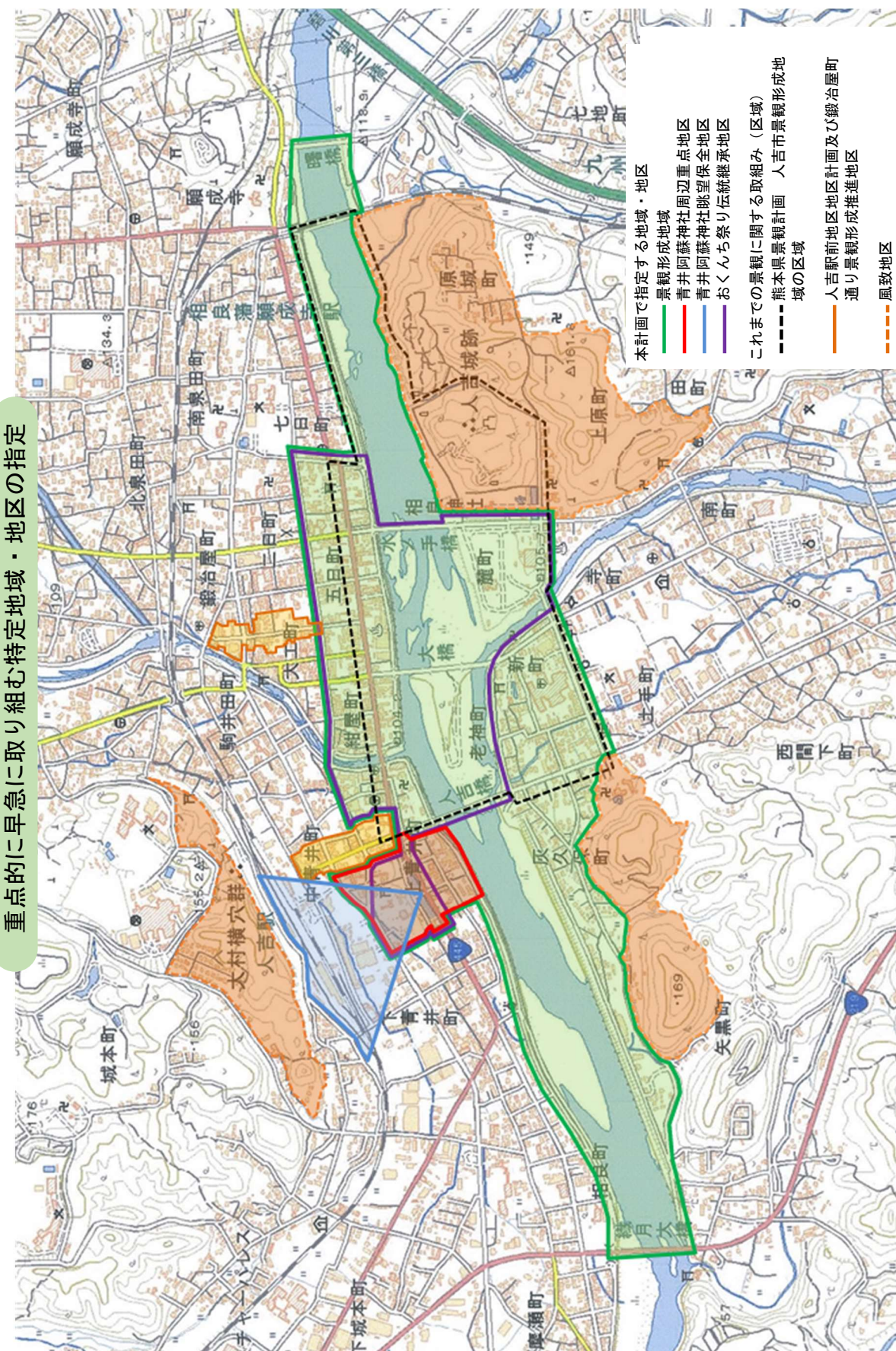
景観計画の体系

計画の体系図

以下の図は、計画の理念や基本方針（人吉がめざす景観の姿）など景観施策の基本構成をもとに、地域・地区ごと、あるいは全市を対象として遵守すべき基準や制度を定め、運用段階では、条例によって根拠づけられた行政の支援策を実施するなど、本計画の流れを計画の体系として整理したものです。



特定地域・地区の指定（総括図）



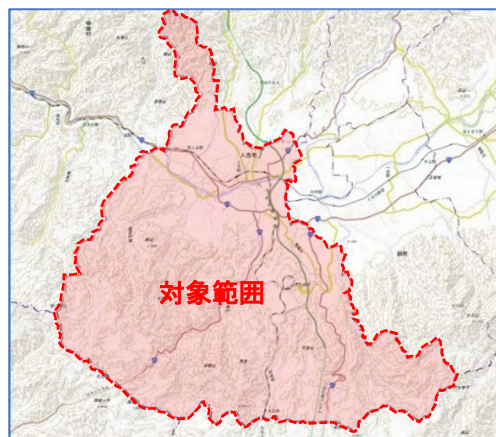
景観計画区域における基準

対象の範囲

景観計画区域とは、本計画の調査検討対象であるとともに、市民が共有したい最も基本的なルールを適用する区域を指します。

人吉市民が大切にしたいと感じている風景は、市域全体に分布しており、それを活かす取り組みを幅広く展開していくことが望まれます。

また、盆地特有の地形の上に成り立っているため、市の中心部で球磨川の本流に注ぎ込む水源を含む複数の支流域の集水域全体が一つの大きな本来不可分の風景のまとまりであり、この範囲は将来にわたっても変わることはありません。このため、本市の市域全体を景観計画区域に指定し、行為の制限を行う対象範囲とします。



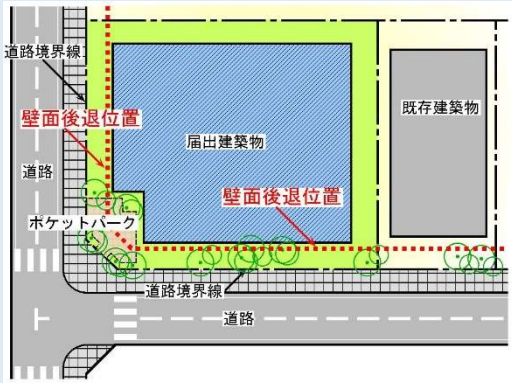
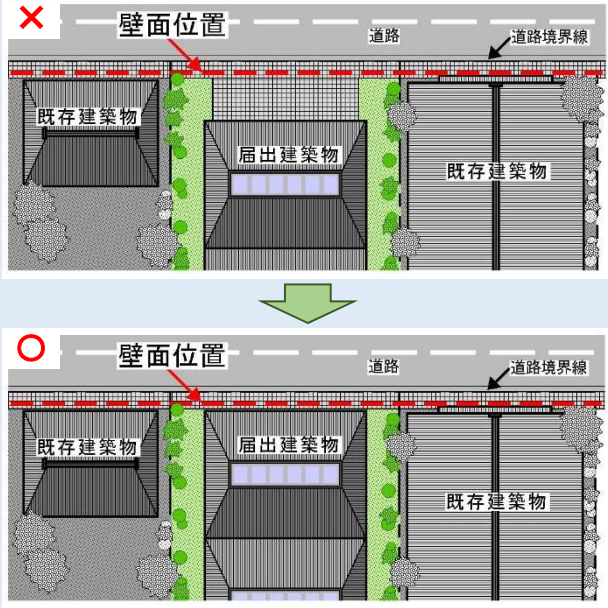
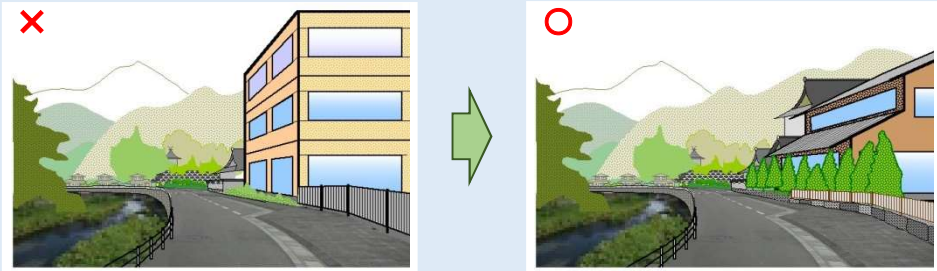
届出の対象

以下に示す景観に与える影響が大きな建築行為や開発行為等の「大規模行為」は、届出の対象となり、市長への届出を必要とします。なお、届出対象行為に含まれない行為は届出の必要はありませんが、建築等の景観形成に係る行為を行う際は、できる限り次頁以降の「景観形成基準」に適合させ、人吉の美しい風景を守り、育て、未来へ引き継ぎましょう。

行為の種類		規 模
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去	○高さが 13m を超えるもの、又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去	○柵、塀等で、高さが 2m を超え、かつ長さが 50m を超えるもの ○高さが 13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m）を超えるもの、ただし、柵、塀を除く ○工作物が設置される土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
太陽光発電設備		○太陽光モジュールの面積の合計が 1,000 m ² を超えるもの。ただし、建築物の屋根・屋上に設置するものを除く
開発行為		○区域の面積が 3,000 m ² を超えるもの ○高さが 5m を超え、かつ長さが 10m を超える法面又は擁壁が生じるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		○区域の面積が 3,000 m ² を超えるもの ○高さが 5m を超え、かつ長さが 10m を超える法面又は擁壁が生じるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		○堆積の高さが 5m を超えるもの、又は水平投影面積が 500 m ² を超えるもの ただし、堆積期間が 90 日を超える場合に限る

景観形成基準

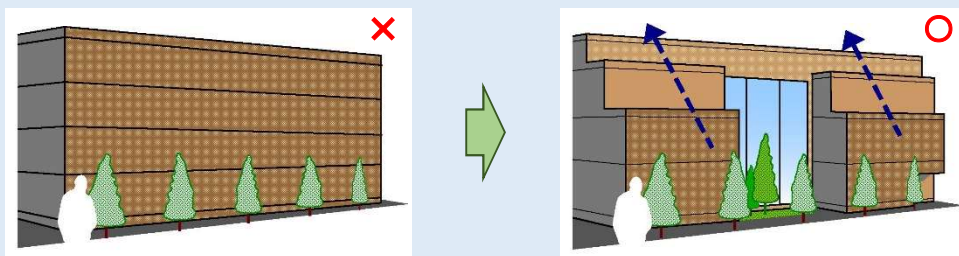
◆ 建築物の建築等

項目	行為の制限の基準と解説
位置	○道路境界からできる限り後退した位置とする。ただし、質の高い街なみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。  大規模建築物は道路や周辺の景観に与える威圧感及び圧迫感が大きいため、道路境界からできる限り壁面線を後退させ、威圧感及び圧迫感を軽減させましょう。また、生じた空地へのポケットパークの整備や積極的な修景緑化を行い、ゆったりとした質の高い街なみ景観を形成しましょう。 位置  周囲の既存建築物の位置が連担して道路境界線に近い場合などは、できる限り道路に面する壁面線を揃えるなど、周囲の建築物との位置関係を調和させた質の高い街なみ景観を形成しましょう。
外観意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。  大規模建築物は周辺に多大な影響を及ぼすため、市民の関心が寄せられている球磨川沿いの市街地や川のある田園地帯の風景、歴史的建物等に近接する場合は、建築物の高さを低く抑え、勾配屋根の採用などの工夫により、周辺の景観と調和した落ち着いた街なみ景観を形成しましょう。

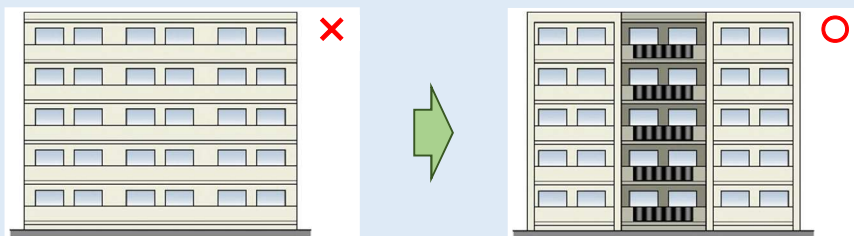
◆ 建築物の建築等

項目 行為の制限の基準と解説

○周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。



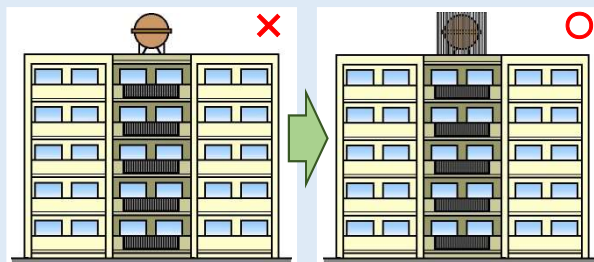
大規模な連続する壁面は、周辺の街なみに圧迫感を及ぼすため、上層部をセットバックさせることで街なみに解放感を与えましょう。また、分節化により1階後退部分をポケットパークとするなど、積極的な修景緑化を行うことで潤いのある街なみ景観を形成しましょう。



大規模な連続する壁面は、ファサードの分節化などデザインを工夫することにより、圧迫感や威圧感を軽減し、表情のある街なみ景観を形成しましょう。

外観
意匠

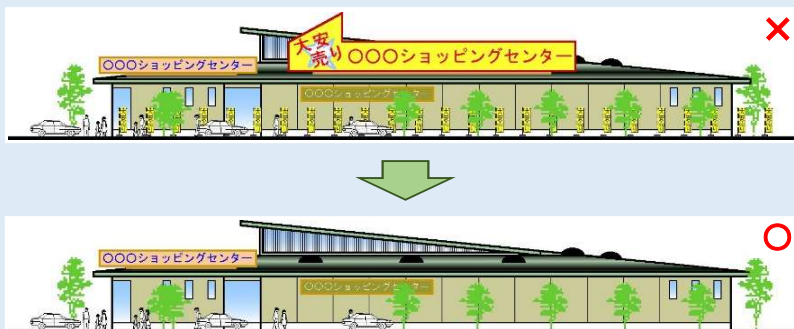
○外壁、屋上等に設ける設備は、道路や公園等の公共空間から露見しないように努める。やむを得ない場合は、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮する。



屋上に設置する設備機器等は、道路から見えにくい位置に設置しましょう。やむを得ず露出する場合は、パラペットやルーバー等の目隠しにより建築物と一体的な印象となるように工夫し、スカイラインを阻害しない街なみ景観を形成しましょう。

○付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。

無秩序に設置された付帯広告物は、好ましくない景観を呈しています。形状や箇所数を必要最小限にまとめ、人の目線に配慮した街なみ景観を形成しましょう。



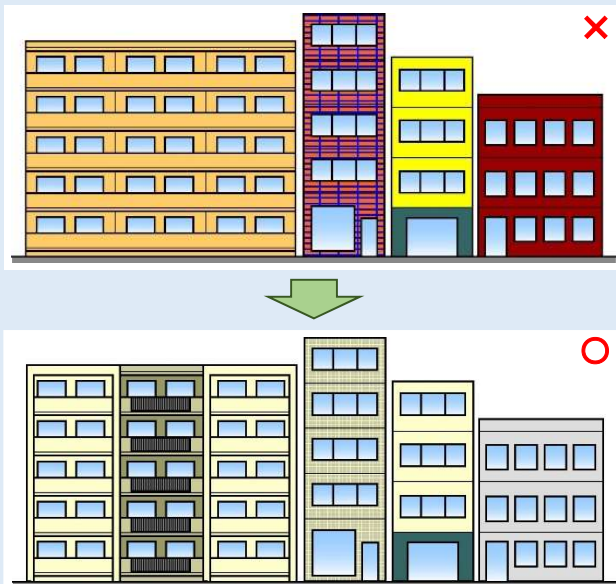
◆ 建築物の建築等

項目

行為の制限の基準と解説

外観色彩

○外壁及び屋根は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮したもので、明度及び彩度ともにできる限り低いものを使用する。



けばけばしい色彩を避け、雑然とした景観を排除し、周辺の景観特性を考慮した魅力ある街なみ景観を形成しましょう。

○付帯する広告物は、周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。



付帯広告物の掲出を最小限に留め、過度な大きさや高彩度な色彩を避け、周辺の景観特性を考慮した魅力ある街なみ景観を形成しましょう。

外観材料

○耐久性、対候性に優れた材料を用いるように努める。

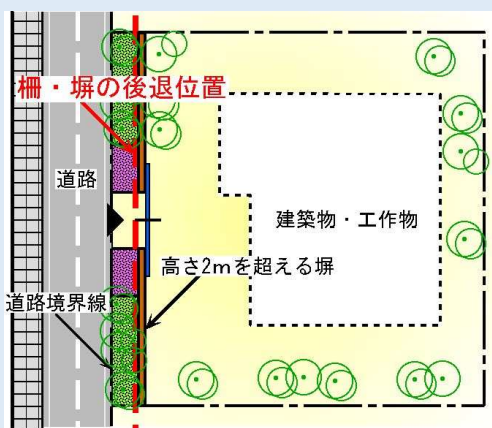
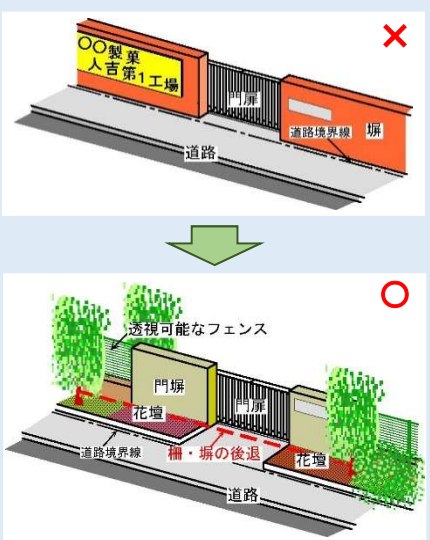
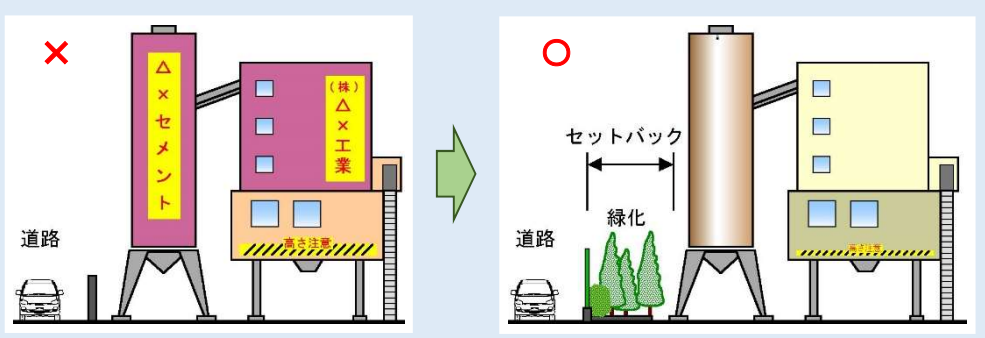
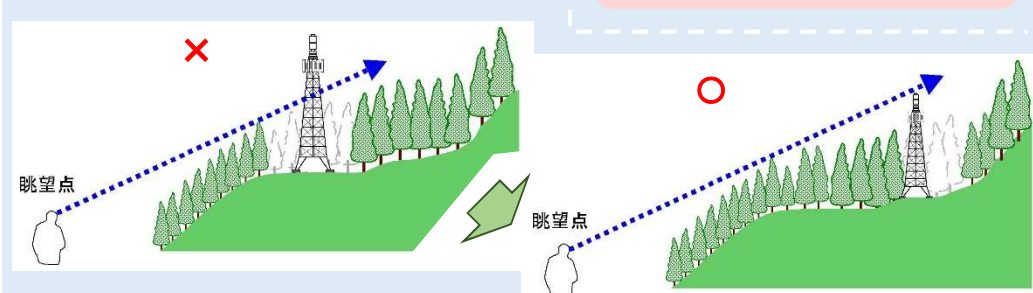
敷地の緑化

○道路や公園等の公共空間から見える部分は、極力緑化に努める。

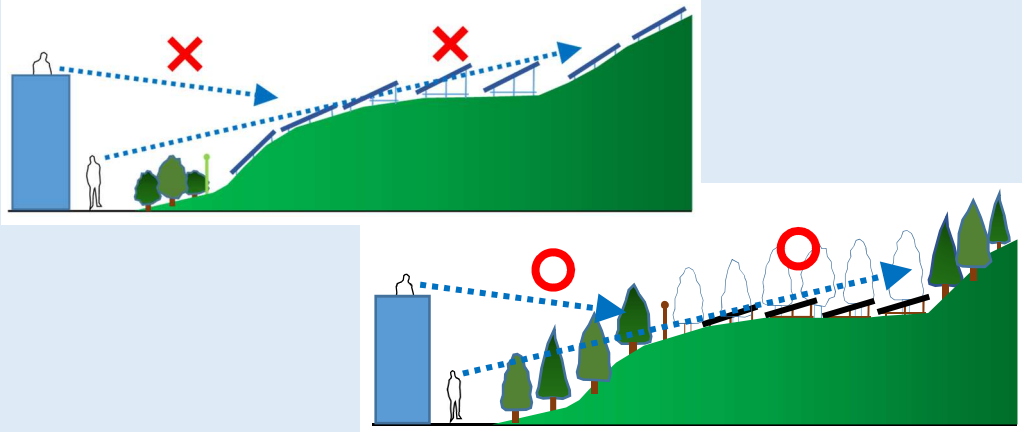


緑は景観や環境の改善に寄与する重要な要素です。敷地内に緑化スペースを設け、建築物の圧迫感を減らし安らぎと季節感あふれる街なみ景観を形成しましょう。

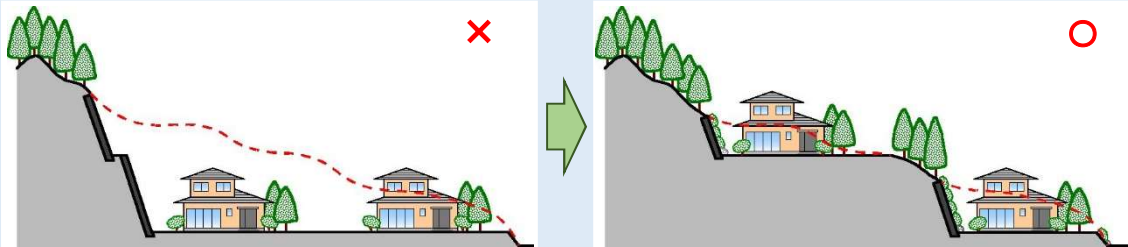
◆ 工作物の建設等

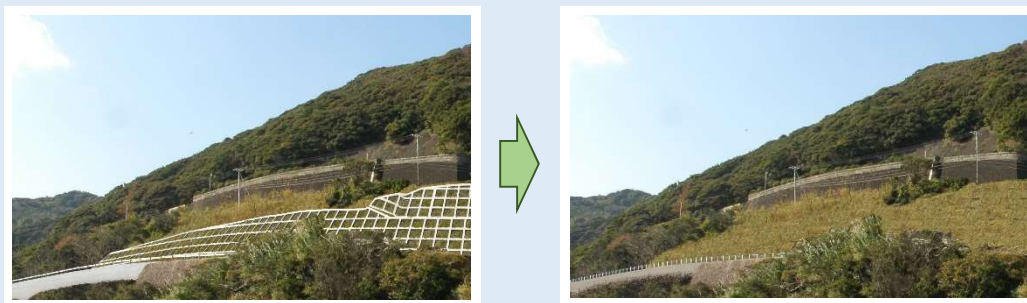
項目	行為の制限の基準と解説
柵・塀	○道路境界からできる限り後退した位置とする。ただし、質の高い街なみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ○周辺の景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。 ○広告物は、極力設置しないものとし、設置する場合は周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。   柵・塀を道路境界から後退させ、その空地を積極的に修景緑化することで開放的で潤いのある街なみ景観を形成しましょう。
その他	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ○広告物は、極力設置しないものとし、設置する場合は周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。  道路の近くに工作物を配置すると沿道に威圧感を与えます。 道路境界からセットバックして工作物を配置し、威圧感を軽減した街なみ景観を形成しましょう。  突出した塔状工作物は主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮しましょう。

◆ 工作物の建設等

項目	行為の制限の基準と解説
太陽光発電設備	○尾根線上、丘陵地又は高台での設置は避ける。 ○主要な視点場からの眺望や周辺の景観へ影響のあるものは、緑化等により、周囲からの遮へいに配慮する。  太陽光パネルや付属設備が主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮しましょう。

◆ 開発行為

行為の制限の基準と解説
○造成等で生じる擁壁や法面は、必要最小限にとどめ、自然素材の活用や緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。  既存の地形を利用して、法面や擁壁の縮小化を図り、造成量を必要最小限にしましょう。また、眺望に配慮するため、山の稜線や法面頂部付近では既存樹木を保全しましょう。 ○道路や公園等の公共空間から見える部分は、極力緑化に努める。



法面緑化工法等の法面や擁壁の工法、素材等を工夫して積極的な緑化に努め、周辺の景観に馴染むよう配慮するとともに、自然地形や既存樹木等を積極的に保全し、地域の特徴的な景観の改変を極力少なくしましょう。また、緑化の際には、地域の同種の植生等を検討し、在来種による緑化を進めましょう。

◆ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採

行為の制限の基準と解説

- 周囲の植生の保全に配慮する。
- 周囲から容易に見えないよう、周囲からの遮へいに配慮する。

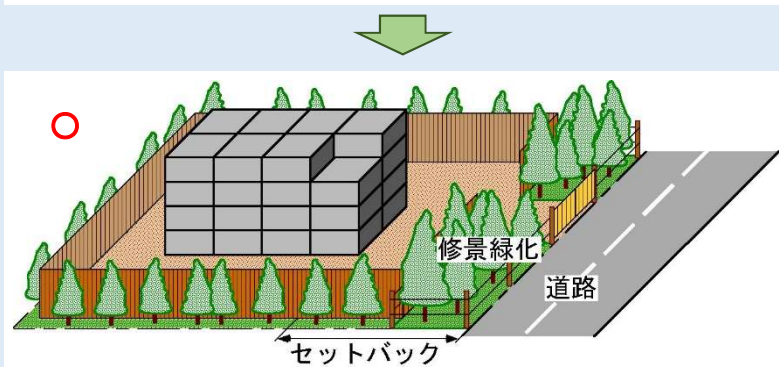
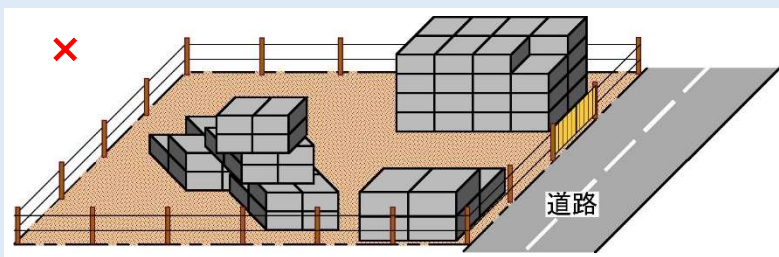


主要な展望地や観光等の重要な道路からできるかぎり望見できないよう、採掘・採取位置を検討・工夫しましょう。また、土石類の採取等は、周辺の景観に与える影響が大きいため、周辺の景観となじむよう、採取後の跡地を地域の在来種により緑化しましょう。

◆ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

行為の制限の基準と解説

- 堆積等の面積や高さは、必要最小限にとどめ、敷地の外周部にはできる限り空地を確保し、堆積物は整然と配置する。
- 周囲から容易に見えない位置への堆積、又は緑化や塀の設置等により、周囲からの遮へいに配慮する。

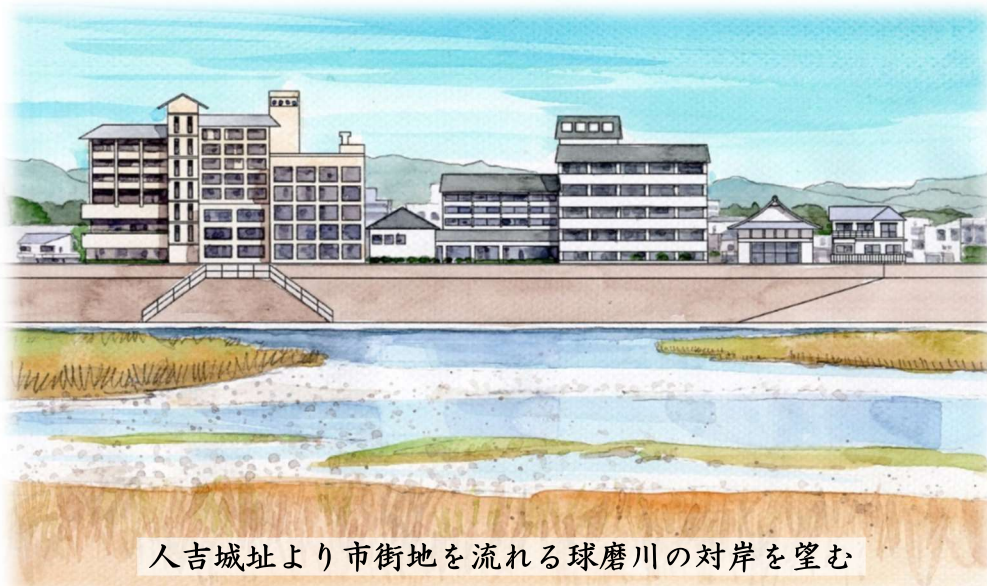
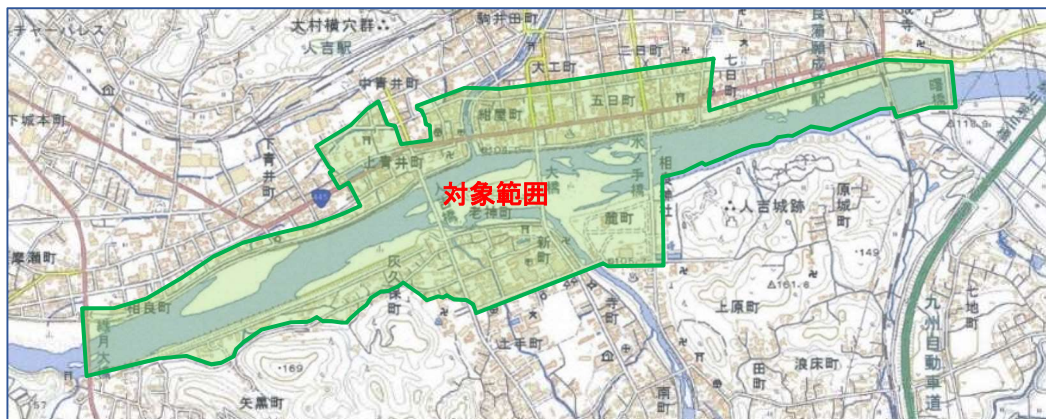


道路側から堆積物を極力セットバックさせるとともに、積み上げ高さを低く抑え、周囲に十分な空間を確保するなど、堆積物が直接望見できないよう工夫しましょう。また、周囲を塀や植栽等で囲むとともに、接道部分は特に遮へい効果を高めるよう修景緑化を施し、良好な沿道景観を形成しましょう。

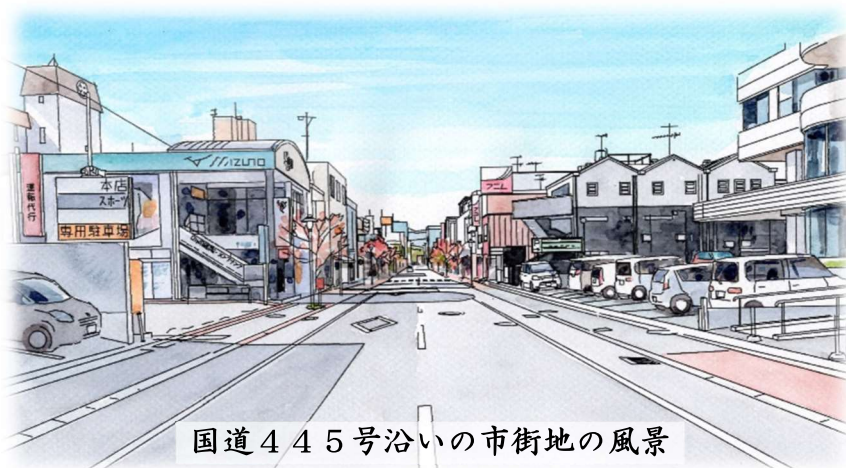
球磨川河畔景観形成地域における基準

対象の範囲

景観形成地域とは、人吉市の風景を語るのに欠かせない要素が特に集積し、生活者と訪問者の双方の視点が日常的に重なり合う区域を指します。本計画では、市民の関心が向けられている球磨川を軸として、中心部への主要アクセスルートであり、日本遺産や市民から挙げられた景観資源が多数存在する球磨川河畔地域を景観形成地域に指定し、行為の制限を行う対象範囲とします。



人吉城址より市街地を流れる球磨川の対岸を望む



国道445号沿いの市街地の風景

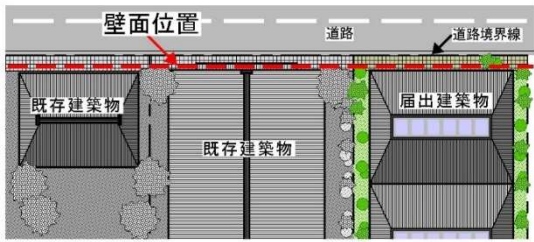
届出の対象

以下に該当する行為を行う場合は、届出の対象となり、市長への届出を必要とします。

行為の種類		規 模
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去	○当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○当該行為に係る部分の見付け面積の合計が 10 m ² を超えるもの
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去	○柵、塀等で、高さが 2m を超えるもの、又は長さが 10m を超えるもの ○高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20m）を超えるもの、ただし、柵、塀を除く
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○工作物の築造面積が 10 m ² を超えるもの
開発行為		○区域の面積が 500 m ² を超えるもの ○高さが 1.5m を超え、かつ長さが 5m を超える法面又は擁壁が生じるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		○区域の面積が 10 m ² を超えるもの ○高さが 1.5m を超える法面又は擁壁が生じるもの
屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積		○規模にかかわらず全て ただし、堆積期間が 90 日を超える場合に限る
木竹の伐採		○伐採面積が 10 m ² を超えるもの ただし、木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採を除く
広告物の設置及び外観の変更		○表示面積が 1 m ² を超えるもの ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるもの、掲出期間が 90 日以内のものを除く
屋外における自動販売機の設置		○規模にかかわらず全て

景観形成基準

◆ 建築物の建築等

項 目	行為の制限の基準と解説
位置・高さ・規模	○建築物の壁面は、周囲の景観特性を踏まえ、連続性又はゆとりある空間確保に配慮した位置とする。 ○質の高い街なみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。   既存建築物の壁面線が道路近くにある場合や後退してある場合など、周囲の街なみ景観の特性を踏まえ、連続してゆとりのある質の高い街なみ景観を形成しましょう。

◆ 建築物の建築等

項目	行為の制限の基準と解説
外観意匠	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ○外壁、屋上等に設ける設備は、道路や公園等の公共空間から露見しないように努める。やむを得ない場合は、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ○付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
外観色彩	○外壁及び屋根は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮したもので、明度及び彩度ともにできる限り低いものを使用する。 ○敷地内に複数の建築物が立地する場合は、色調を統一するとともに、多色の使用は避ける。 ○付帯する広告物等は、周辺の景観との調和に配慮し、特に球磨川河畔に面する場所では、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
外観材料	○周辺の景観と調和するような材料を使用する。 ○耐久性、対候性に優れた材料を用いるように努める。
敷地の緑化	○道路や公園等の公共空間から見える部分は、極力緑化し緑の管理に努める。 ○建築物の規模や敷地面積が大きくなる集合住宅、宿泊施設、商業施設、サービス施設等では、特に球磨川河畔に面した位置には緑地スペースの確保に努める。

◆ 工作物の建設等

項目	行為の制限の基準と解説
柵・塀	○道路境界からできる限り後退した位置とする。ただし、質の高い街なみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。 ○周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ○周辺の景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。 ○広告物を設置する場合は周辺の景観との調和に配慮する。
その他	○周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ○広告物は、極力設置しないものとし、設置する場合は周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。

◆ 開発行為

行為の制限の基準と解説
○造成等で生じる擁壁や法面は、必要最小限にとどめ、自然素材の活用や緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する。 ○道路や公園等の公共空間から見える部分は、極力緑化に努める。

◆ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採

行為の制限の基準と解説
○周囲の植生の保全に配慮する。 ○周囲から容易に見えないよう、周囲からの遮へいに配慮する。

◆屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

行為の制限の基準と解説

- 堆積等の面積や高さは、必要最小限にとどめ、敷地の外周部にはできる限り空地を確保し、堆積物は整然と配置する。
- 周囲から容易に見えない位置への堆積、又は緑化や塀の設置等により、周囲からの遮へいに配慮する。

◆木竹の伐採

行為の制限の基準と解説

- 伐採は、その目的に応じて可能な限り小規模にとどめ、剪定等を適宜行うことで良好な景観が維持できるように努める。
- 樹形が優れ修景に活かせる樹木は、できるだけ残すように努める。
- 伐採後の土地利用に応じて、周辺の植生に配慮しながら、可能な限り緑化に努める。

◆広告物の設置及び外観の変更

行為の制限の基準と解説

- 広告塔、広告板については、建築物と調和のとれた位置とし、特に球磨川河畔に面する場所では、周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
- 案内板の形態、意匠、色彩については、「人吉グランドデザイン」（30 ページ参照）を基調とする。

◆屋外における自動販売機の設置

行為の制限の基準と解説

- 隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
- 基調となる色彩については、建築物に付帯する場合は、当該建築物と調和した色彩とし、それ以外の場合は、周辺の景観との調和に配慮する。



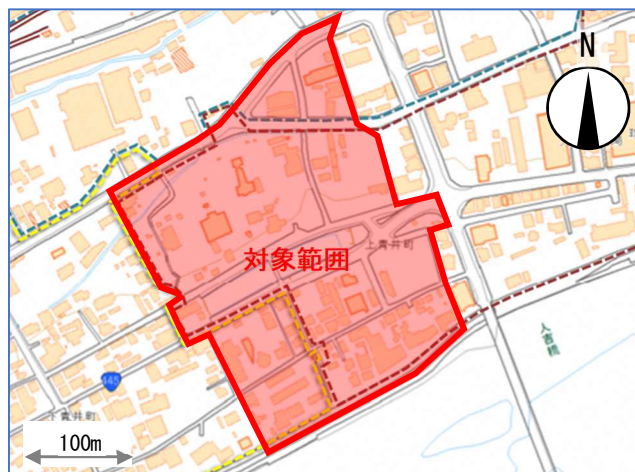
清涼飲料自販機業界 4 団体は、周囲の景観との調和を図り、地域社会との共生を目指すため、景観法に基づく景観計画により、自販機の色に対して周囲の景観との調和が求められる場合の業界自主景観ガイドラインを制定しています。

青井阿蘇神社周辺重点地区における基準

対象の範囲

景観形成重点地区とは、景観計画区域の中にある主要な景観資源を核とする地区を指します。

本計画では、「風景の核」となる優れた要素が存在し、その周辺の景観要素との調和や水辺を結ぶ経路があり、訪問者が回遊・散策することができる青井阿蘇神社周辺を景観形成重点地区に指定し、行為の制限を行う対象範囲とします。なお、この地区においては、既存の景観要素に対しても基準を設けます。



届出の対象

以下に該当する行為を行う場合は、届出の対象となり、市長への届出を必要とします。

行為の種類		規 模
建 築 物 の 建築等	建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去	○当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○当該行為に係る部分の見付け面積の合計が 10 m ² を超えるもの
工 作 物 の 建設等	工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去	○柵、塀等で、高さが 2m を超えるもの、又は長さが 10m を超えるもの ○高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10 m）を超えるもの、ただし、柵、塀を除く ○工作物の築造面積が 10 m ² を超えるもの
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
開発行為		○規模にかかわらず全て
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		○規模にかかわらず全て
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		○規模にかかわらず全て ただし、堆積期間が 90 日を超える場合に限る
木竹の伐採		○規模にかかわらず全て
広告物の設置及び外観の変更		○表示面積が 1 m ² を超えるもの ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるもの、掲出期間が 90 日以内のものを除く
屋外における自動販売機の設置		○規模にかかわらず全て

景観形成基準

青井阿蘇神社周辺重点地区は、球磨川河畔景観形成地域に含まれます。したがって、前述の球磨川河畔景観形成地域の景観形成基準も合わせて適用されます。

◆ 建築物の建築等

項目	行為の制限の基準と解説
位置・高さ・規模	○人吉橋の対岸のたもとから見て、神社および神社の森への眺望に配慮する。  ×  ○  人吉橋から神社の森への眺望範囲 人吉橋の対岸から橋中央までの眺望において、上の図に示される範囲で神社の森を見ることができます。したがって、重点地区のこの範囲において建物の配慮をすることで森への眺望を保つことができます。
外観意匠	○屋根は勾配のある屋根とするよう努める。
外観色彩	○伝統的な地区にふさわしい色彩や材料を使用するよう努める。
外観材料	○周辺の景観と調和するような材料を使用する。 ○耐久性、対候性に優れた材料を用いるよう努める。また、人吉の歴史性を感じさせる材料や技術を活用するよう配慮する。
敷地の緑化	○道路や公園等の公共空間から見える部分は、神社周辺の環境を考慮して「花づくり」等の緑化活動に努める。

◆ 工作物の建設等

項目	行為の制限の基準と解説
柵・塀等	○広告物は、極力設置しないものとし、設置する場合は周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
その他	○防犯灯以外の街灯は昼光色を使用するよう努める。 ○落ち着いた雰囲気が求められる通りでは、看板等に派手な電飾を行わないよう努める。 ○電線は神社や参道の眺望を妨げないよう配慮する。

青井阿蘇神社眺望保全地区における基準

対象の範囲

眺望保全地区とは、景観を保全すべき視点場を定め、そこからの眺望が阻害されないように建物等の高さ制限を行う地区を指します。

本計画では、景観形成重点地区の「風景の核」の周辺にある範囲、「風景の核」を見る代表的な視点場から見て背景を構成する範囲、あるいは「風景の核」から見られる範囲にある青井阿蘇神社北側の地区（神社境内を含む）を指定し、行為の制限を行う対象範囲とします。



届出の対象

以下に該当する行為を行う場合は、届出の対象となり、市長への届出を必要とします。

行為の種類		規模
建築物の 建築等	建築物の新築、増築、改築、 移転	○当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更するこ とになる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	○当該行為に係る部分の見付け面積の合計が10 m ² を超えるもの
工作物の 建設等	工作物の新設、増築、改築、 移転	○柵、塀等で、高さが2mを超えるもの、又は長 さが10mを超えるもの ○高さが5m（電気供給又は有線電気通信のた めの電線路又は空中線の支持物にあっては20 m）を超えるもの、ただし、柵、塀を除く ○工作物の築造面積が10 m ² を超えるもの
	工作物の外観を変更するこ ととなる修繕若しくは模様 替又は色彩の変更	

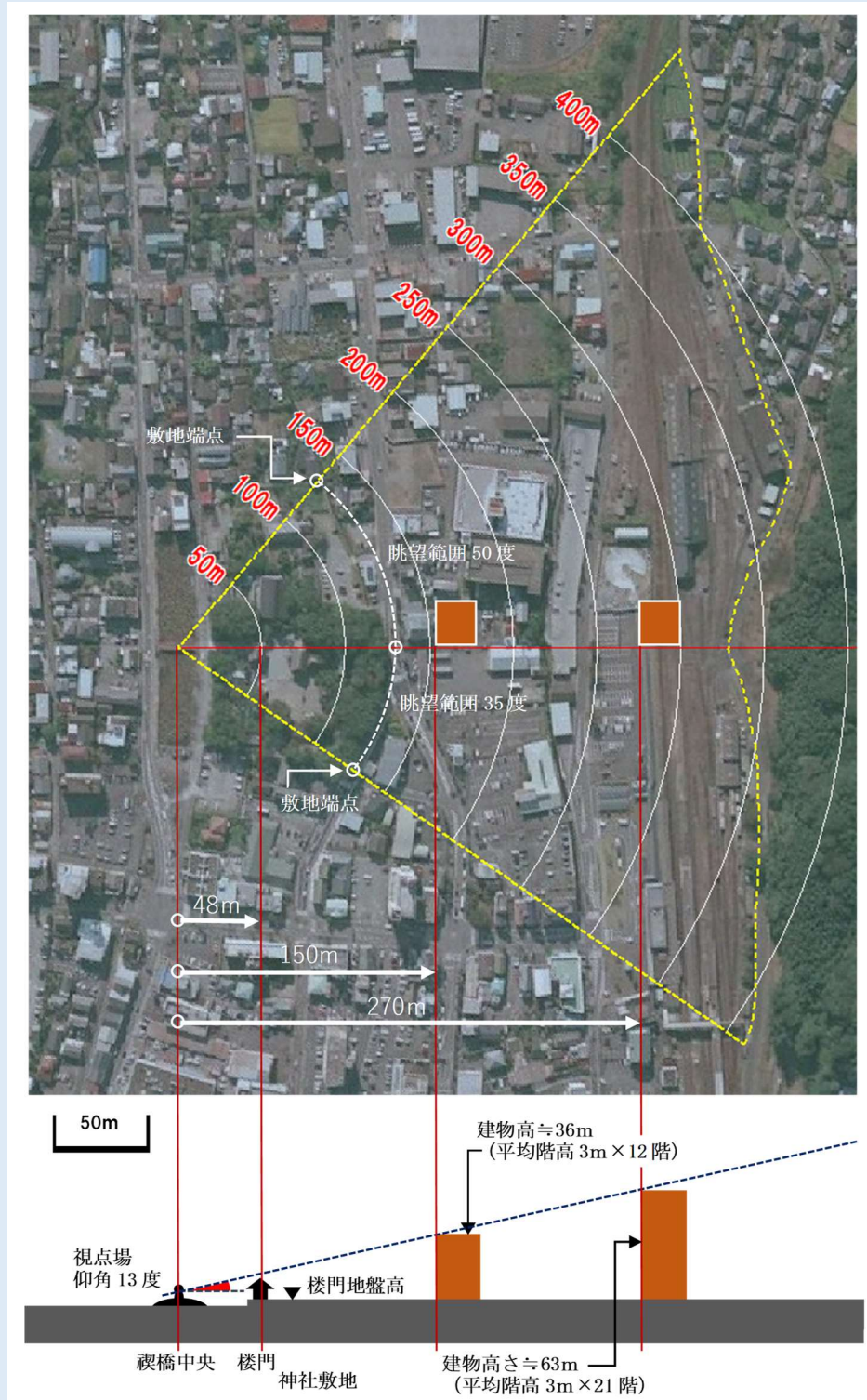
景観形成基準

◆ 建築物の建築等及び工作物の建設等

項目	行為の制限の基準と解説
----	-------------

○蓮池の禊橋中央の目の高さから、楼門の頂部を結ぶ線を越えない高さとする。

高さ



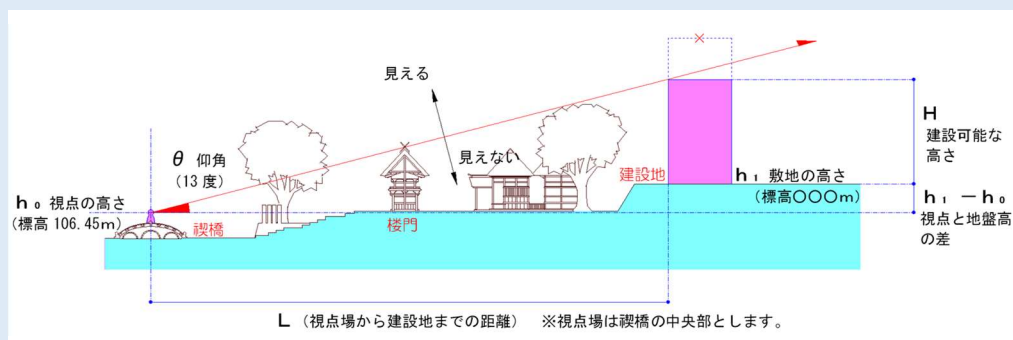
上の図は、禊橋の中央から楼門を望む視線の延長上の風景に建物を出現させないためには、どの程度の建物高さに抑えればよいか、目安の最高高さを示しています。

◆ 建築物の建築等及び工作物の建設等

項目

行為の制限の基準と解説

○蓮池の禊橋中央の目の高さから、楼門の頂部を結ぶ線を越えない高さとする。



高さ

$$H = L \times \tan \theta - (h_1 - h_0)$$

H : 建設可能な建築物等の高さ (m)

h₀ : 禊橋に立った時の視点の高さ (標高 106.45m)

h₁ : 建設地・敷地の地盤高 (標高 〇〇〇m)

θ : 視点場から楼門の頂点を見上げた時の平均的な角度 (13度)

L : 視点場から建設地までの水平距離 (m)

禊橋の中央部の視点場に立つ人の目と青井阿蘇神社楼門の頂点を結ぶ延長線より下方におさまる建築物等の高さ (H) については、上に示す簡易計算式で求められます。ただし、シミュレーション等により、建築物等が青井阿蘇神社の背景に突出しないことが確認できる場合は、この限りではありません。



禊橋から青井阿蘇神社を望む



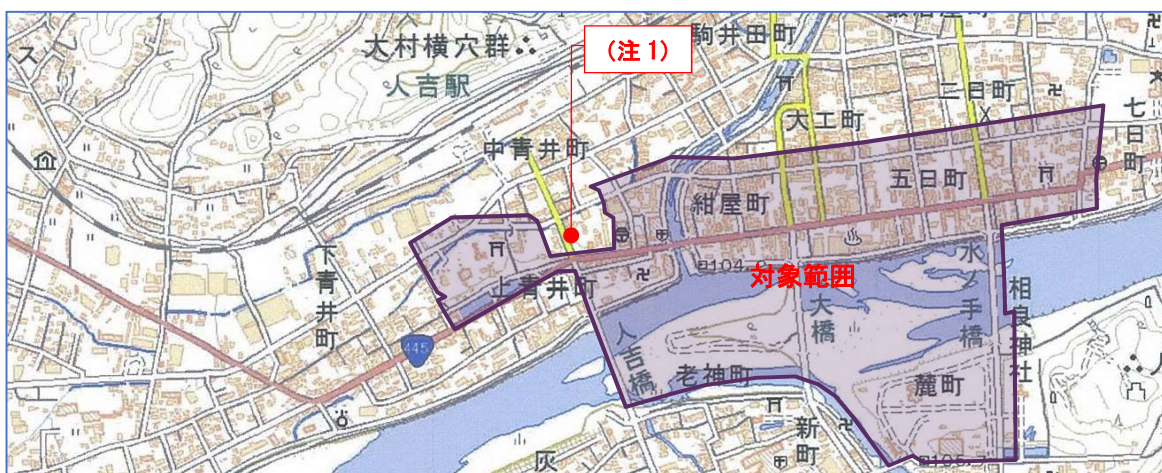
鳥居と禊橋と神社の森

おくんち祭り伝統継承地区における基準

対象の範囲

伝統継承地区とは、伝統的な行事が行われる場所において、背景となる要素が景観を阻害しないように行為の制限を行う地区を指します。

本計画では、定期的に伝統行事が行われ、開催時やその準備期間に市民が街並みの装いを整える活動が行われるとともに、沿道や橋上が市民及び観光客の観覧の場になるおくんち祭りの神幸行列が行われる範囲を指定し、行為の制限を行う対象範囲とします。なお、(注1)に示す場所においては、人吉駅前地区地区計画の区域に指定されており、地区計画の色彩のルールがすでに適用されています。したがって、この場所もおくんち祭りのコース上ではありますが、おくんち伝統継承地区の範囲に含めないこととしています。



人吉の伝統的な風景である
おくんち祭りの神幸行列



届出の対象

行為の種類		規 模
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、移転	○当該行為に係る部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの
	建築物の外観を変更することになる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○当該行為に係る部分の見付け面積の合計が 10 m ² を超えるもの
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築、移転	○柵、塀等で、高さが 2m を超えるもの、又は長さが 10m を超えるもの ○高さが 5m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 20 m）を超えるもの、ただし、柵、塀を除く
	工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○工作物の築造面積が 10 m ² を超えるもの
広告物の設置及び外観の変更		○表示面積が 1 m ² を超えるもの ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるもの、掲出期間が 90 日以内のものを除く

景観形成基準

おくんち伝統継承地区は、球磨川河畔景観形成地域に含まれます。したがって球磨川河畔景観形成地域の景観形成基準も合わせて適用されます。

◆ 建築物の建築等

項 目	行為の制限の基準と解説
位置規模	○おくんち祭り神幸式の継承に影響を及ぼさないよう配慮する。
外観（色彩）	○壁面はマンセル値による色相 0R（赤）～5Y（黄）は彩度 4 以下、その他の色相は彩度 2 以下とする。 ○屋根はマンセル値によるすべての色相において明度 5 以下、彩度 2 以下とする。 ○通りに面する外壁や付帯する広告物等の地色には、次頁の「大きな面として使用するのを避けるべき色」を極力使用しない。 ○無彩色（黒～白）は明度 2 以上とする。

◆ 工作物の建設等

項 目	行為の制限の基準と解説
位置規模	○おくんち祭り神幸式の継承に影響を及ぼさないよう配慮する。
外観（色彩）	○マンセル値によるすべての色相において明度 5 以下、彩度 2 以下とする。 ○無彩色（黒～白）は明度 2 以上とする。

◆ 広告物の設置及び外観の変更

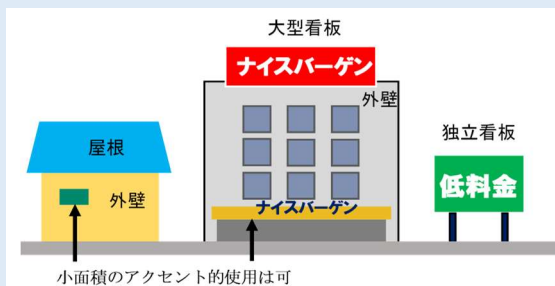
項目	行為の制限の基準と解説
位置 規模	○おくんち祭り神幸式の継承に影響を及ぼさないよう配慮する。
外観 (色彩)	○マンセル値による色相 0R (赤) ~5Y (黄) は彩度 8 以下、その他の色相は彩度 6 以下とし、無彩色 (黒~白) は明度 2 以上とする。 ○広告物の地色には、下記の「大きな面として使用するのを避けるべき色」を極力使用しない。 ○回転灯や過度な電飾等の光量が多く、動きがあるものは極力使用しない。

対象となるものの例

◆ 外観の色彩が対象となるものの例

解説

外観の色彩が対象となるものとして、建築部の屋根や外壁、看板などが挙げられますが、小面積のアクセント的な使用は例外となります。



大きな面として使用するのを避けるべき色

◆ 大きな面として使用するのを避けるべき色

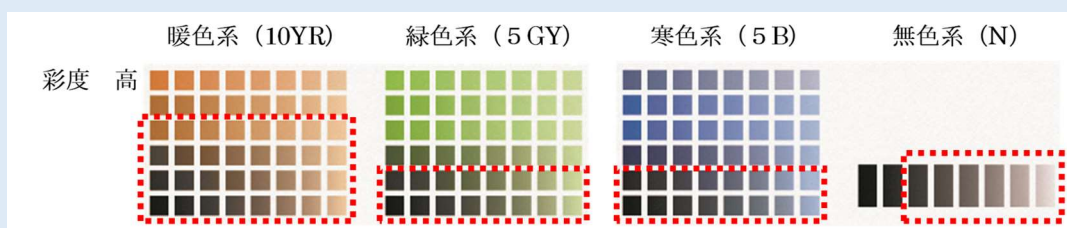
解説



推奨される色

◆ 推奨される色

解説



おくんち祭りに使用する色を邪魔しないための推奨される色の範囲を で示します。

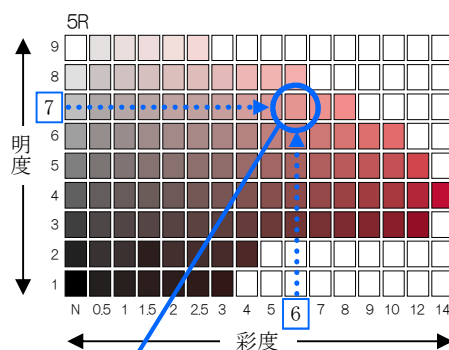
マンセル値による色彩基準（参考）

本ガイドラインは、色彩の尺度としてひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という 3 つの属性の組み合わせによって表現するマンセル表色系を採用しています。これにより、色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

マンセル値は、3 つの属性を組み合わせるとひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R 7/6 のように、色相、明度／彩度を組み合わせて表記し、無彩色は N4 のように N と明度を組み合わせて表記します。

ここでは、主要 20 色相において、使用できる色彩を以降に参考として示します。なお、ここで表現されている色票は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なるため、実際の色は標準色票集などで確認してください。

赤系 5R 7/6 の色相票の位置



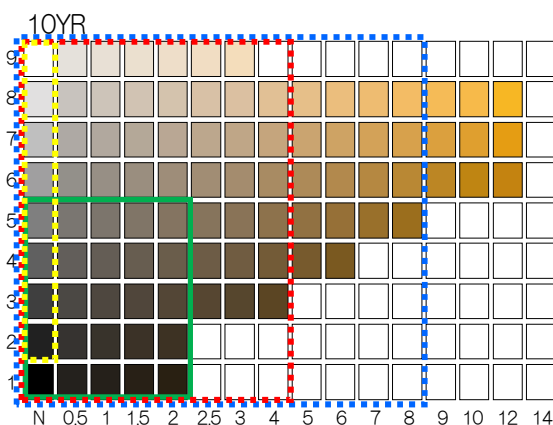
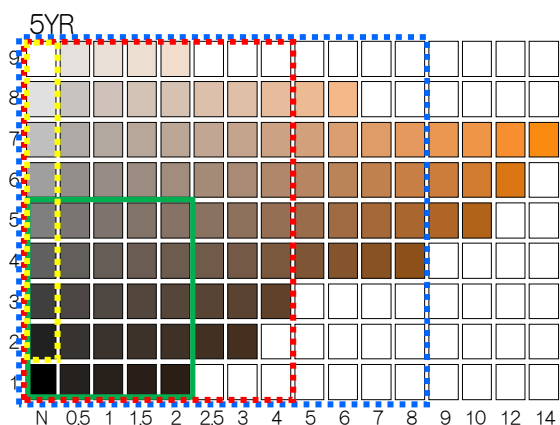
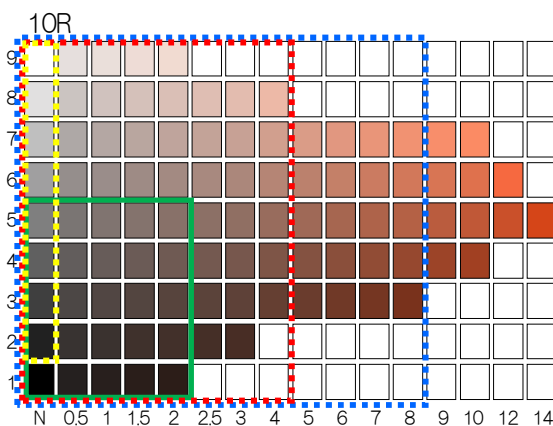
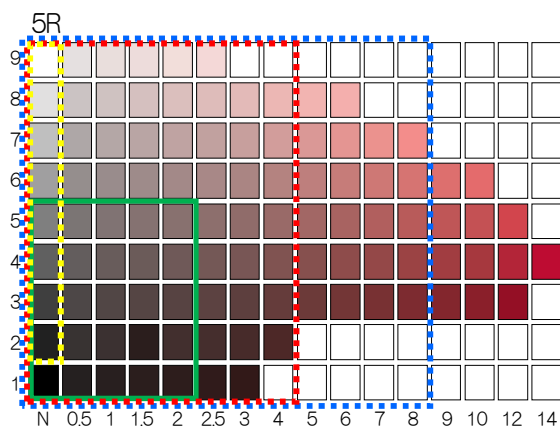
マンセル記号の読み方
ごあーる なな の ろく

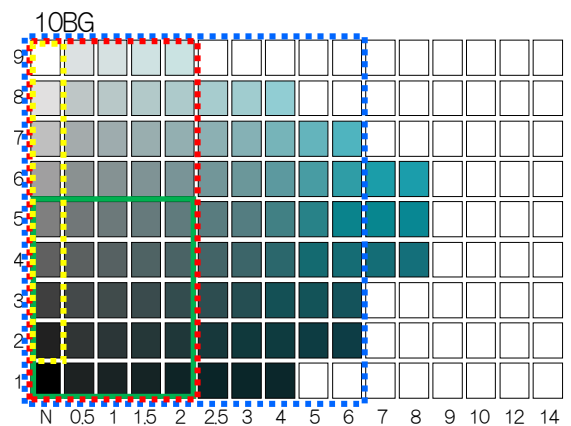
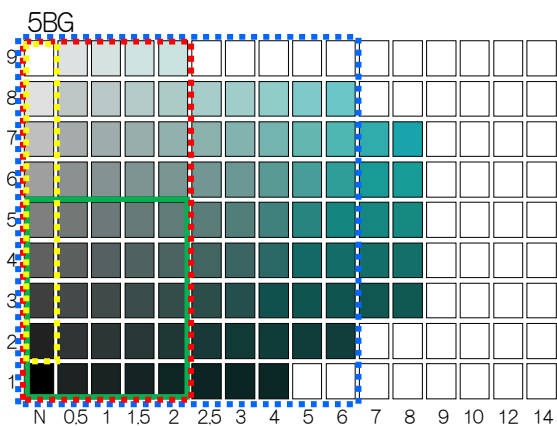
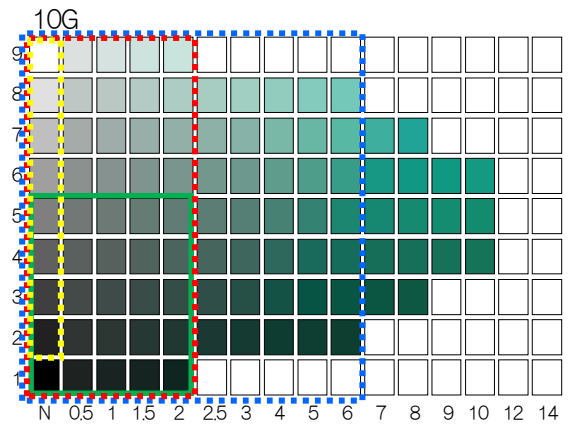
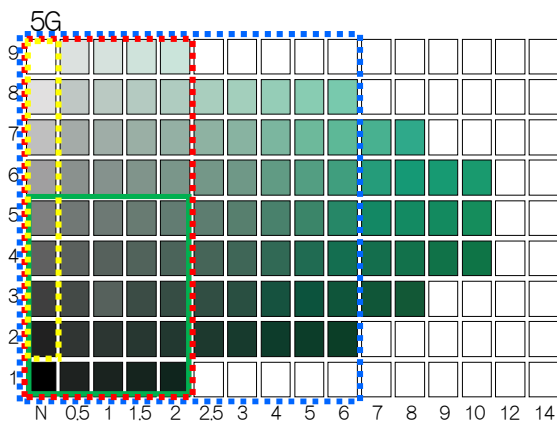
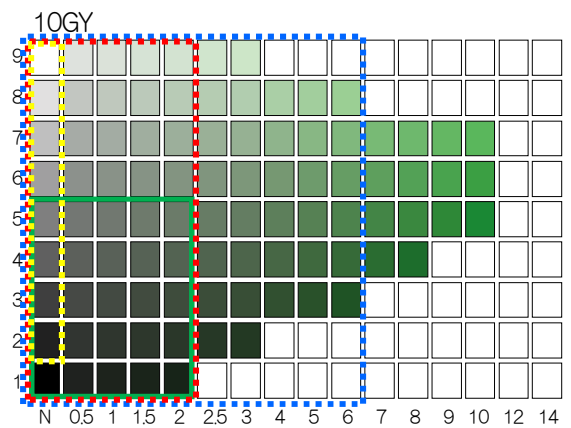
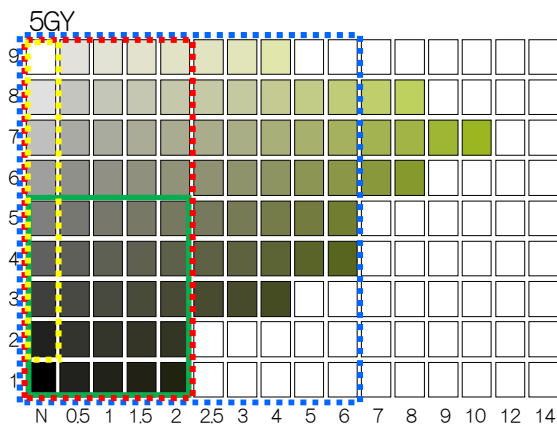
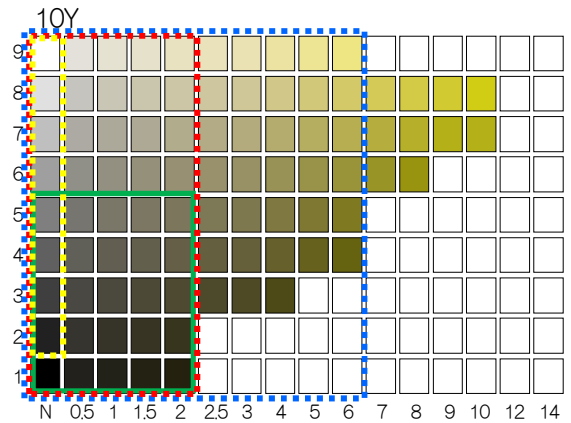
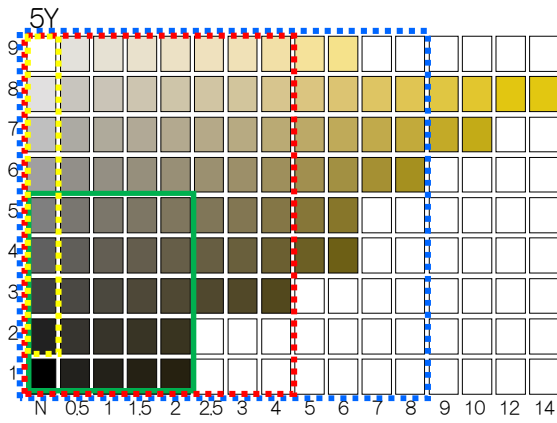
5R 7/6

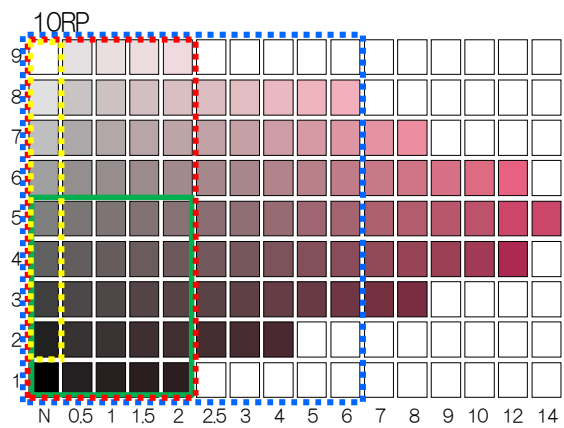
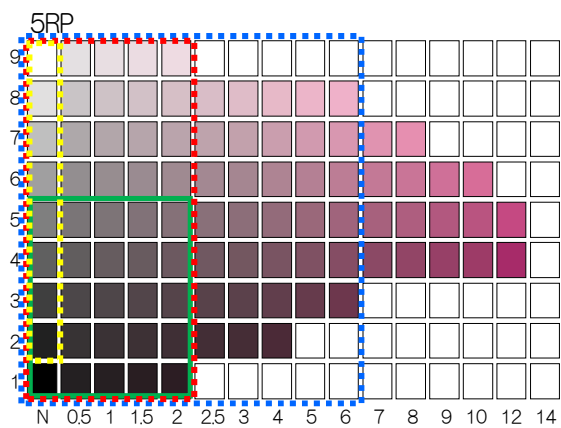
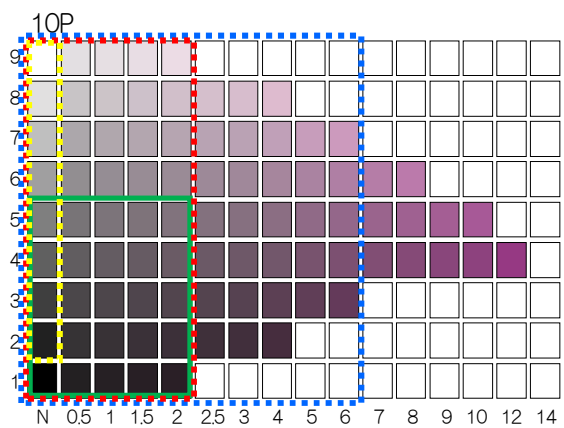
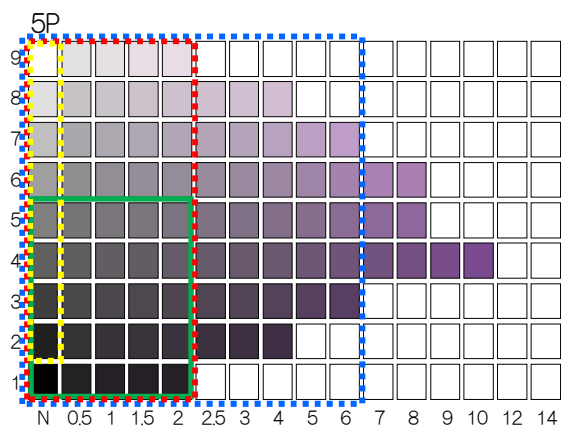
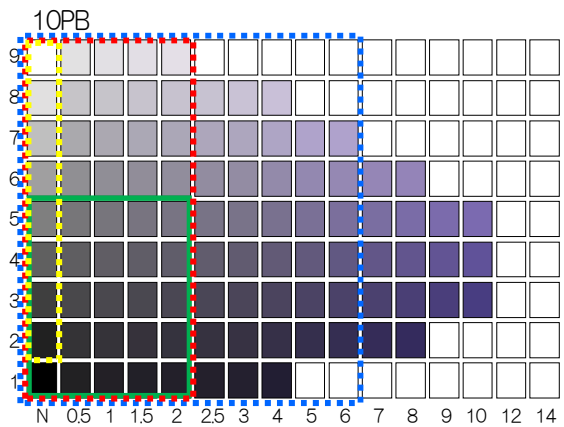
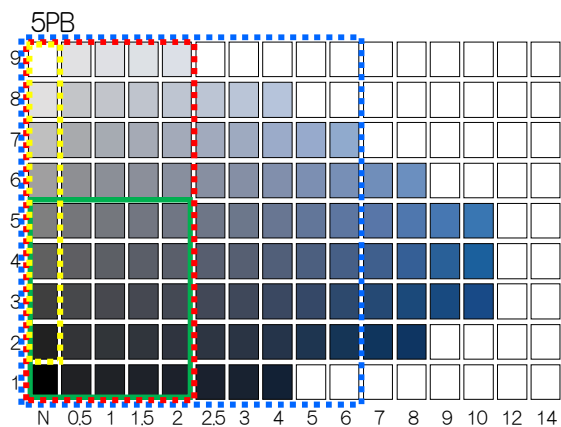
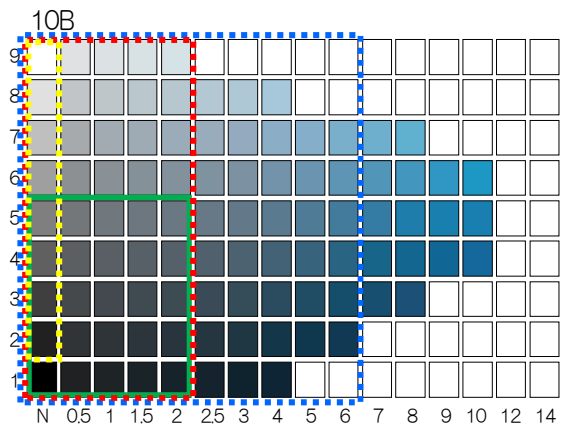
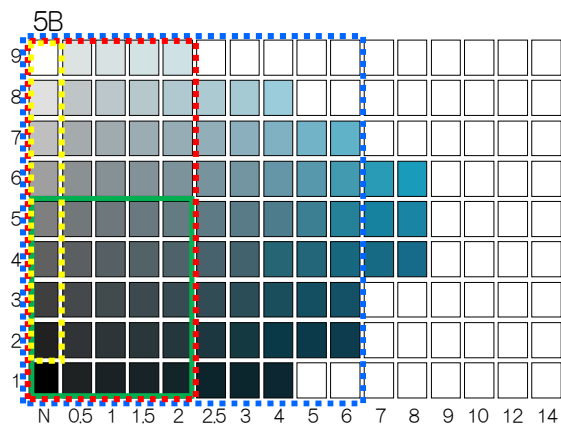
色相 明度／彩度

◆凡例

- 建築物の壁面（赤色点線枠内 ）
- 建築物の屋根面及び工作物の外観（緑色実線枠内 —— ）
- 広告物の設置及び外観の変更（青色線枠内 ）
- 無彩色の使用（黄色点線枠内 ）





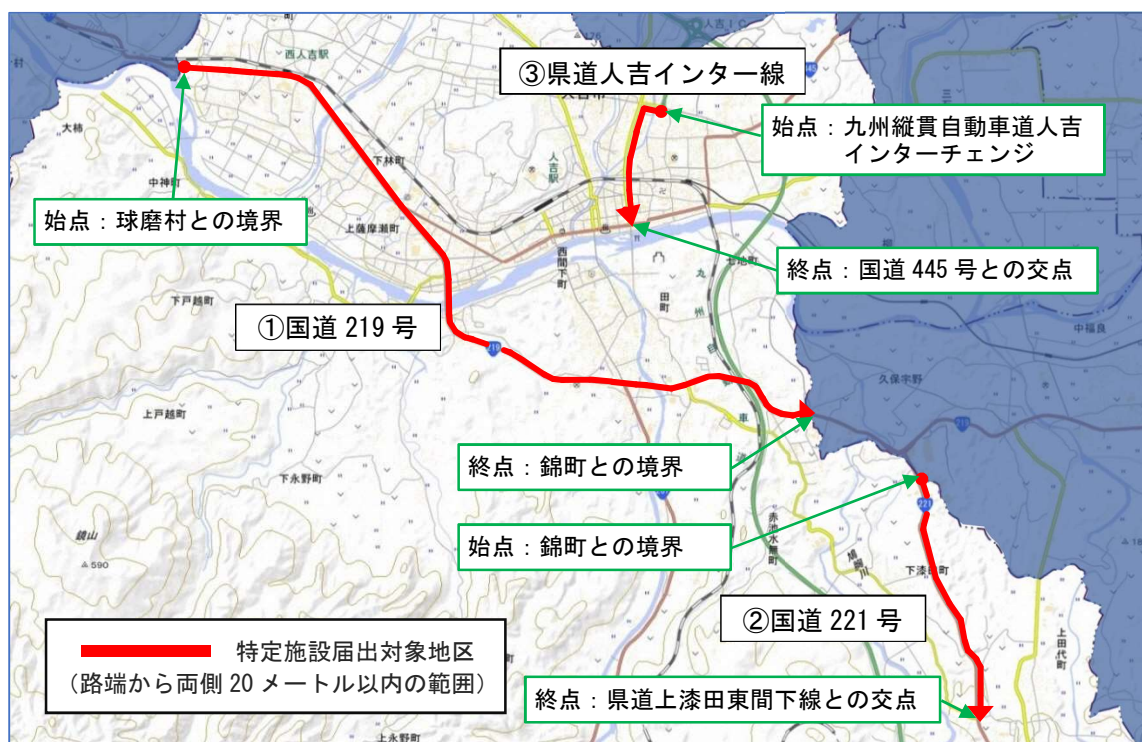


特定施設届出地区における基準

対象の範囲

特定施設届出地区とは、建築物、工作物が集積し、又は集積する可能性がある幹線道路の沿道両側 20 メートルの範囲を指します。

本計画では、特定施設の届出により調和のとれた沿道景観が形成されるよう、「訪問者が市の中心部に向かう主なルート（ゲートライン）」であり、「熊本県景観条例」により沿道地区に定められた国道 219 号・221 号・県道人吉インター線の指定された区間の内、路端から両側 20 メートル以内の範囲を指定し、行為の制限を行う対象範囲とします。



特定施設の一覧

用 途	例
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号並びに同条第 6 項第 4 号に規定する営業を行うための施設	パチンコ店、まあじゃん屋、ゲームセンター、モーター、ラブホテル等
危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	ガソリンスタンド等
飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店等
物品販売業を営むための施設（当該施設で販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）	スーパーマーケット、専門店等
物品貸付業を営むための施設（当該施設で貸し付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）	レンタルビデオショップ、貸自動車業等
旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する営業を行うための施設	ホテル、旅館等
広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	

届出対象行為（景観形成地域における届出対象行為を除く）

行為の種類		規 模
建築物の建築等	建築物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去	○当該行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	○当該行為に係る床面積の合計が10㎡を超えるもの
工作物の建設等	柵及び塀、擁壁等	○高さが1.5mを超えるもの
	記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等	○高さが5mを超えるもの
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	○高さが10mを超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等	○高さが5mを超えるもの又は築造面積が10㎡を超えるもの
	広告塔及び広告板	○表示面積が1㎡を超えるもの ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

景観形成基準

◆ 位置及び外観

項 目	行為の制限の基準と解説
位置	○建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ○隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ○交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ○広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ○柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ○道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
外観形態意匠	○建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 ○外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ○電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ○広告物については、できるだけ設置個所を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。

◆ 位置 及び 外 観

項 目	行 為 の 制 限 の 基 準 と 解 説
外 観 色 彩	○色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互間に調和するものとする。 ○色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。

◆ 敷 地 の 緑 化

項 目	行 為 の 制 限 の 基 準 と 解 説
敷地の 緑化	○道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ○駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ○建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ○広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ○スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ○敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努める。

◆ その他

項 目	行 為 の 制 限 の 基 準 と 解 説
その他	○ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ○のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないように努める。 ○道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする



訪問者が市の中心部に向かう主なルート（ゲートライン）にあり、球磨川本流に架かる織月大橋



曙橋から中心部を見る

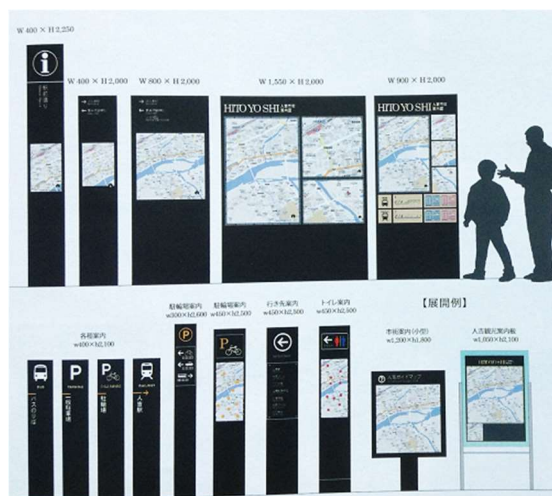
各区域に共通して適用する基準・制度

人吉グランドデザイン

2013 年に作成された「人吉グランドデザイン」は、人吉市のまちづくりの図案、設計、着想といったイメージをデザイン化したものです。

具体的には、人吉球磨の自然・歴史的イメージを活かした「街並みのイメージ」「公共施設のありべきイメージ」「観光案内板サインイラスト」等を共通のまちづくりの指針とするデザインとして、広く活用していくことで、「住む人々にとって居心地の良いまち」「観光客にとって歩いて楽しいと感じるまち」をつくっていくための、まちづくりの基本とするものです。

市域のすべての場所でこれらを参考にして、人吉市の美観の向上に努めましょう。



案内標識のデザイン指針（人吉グランドデザイン）

◆屋外広告物は次に掲げる方針に基づいて良好な景観を形成するよう努めます。

- 景観資源への眺望を損なわないよう、可能な限り面積や総量を抑えること。
- 街並みや付属する建物から突出しない位置とすること。
- 記号化や図案化によって文字数を減らし、シンプルにまとめるように努めること。

屋外広告物

景観計画区域全体には「熊本県屋外広告物条例」が定められており、本市の屋外広告物に関しては、すべて県の条例が適用され、熊本県が主体となって広告物の規制を行っています。本計画では「熊本県屋外広告物条例」に基づく規制を継続します。

凡例

禁止Ⅱ

- 規制地域：第二種禁止地域
- 景観への配慮が要請される地域で、九州縦貫自動車道の路端から 500m 以内の区域

禁止Ⅲ

- 規制地域：第三種禁止地域
- 景観への配慮が望ましい地域で、国道 219 号の路端から 100m 以内の区域、国道 267 号の路端から 200m 以内の区域、くま川鉄道（用途地域を除く区間）の鉄道敷から 100m 以内の区域、（用途地域内の区域）30m 以内の区域

許可Ⅱ

- 規制地域：第二種許可地域
- 経済活動に配慮しながら景観形成を図るべき地域

許可Ⅲ

- 規制地域：第三種許可地域
- 活発な経済活動に配慮して景観形成を図るべき地域

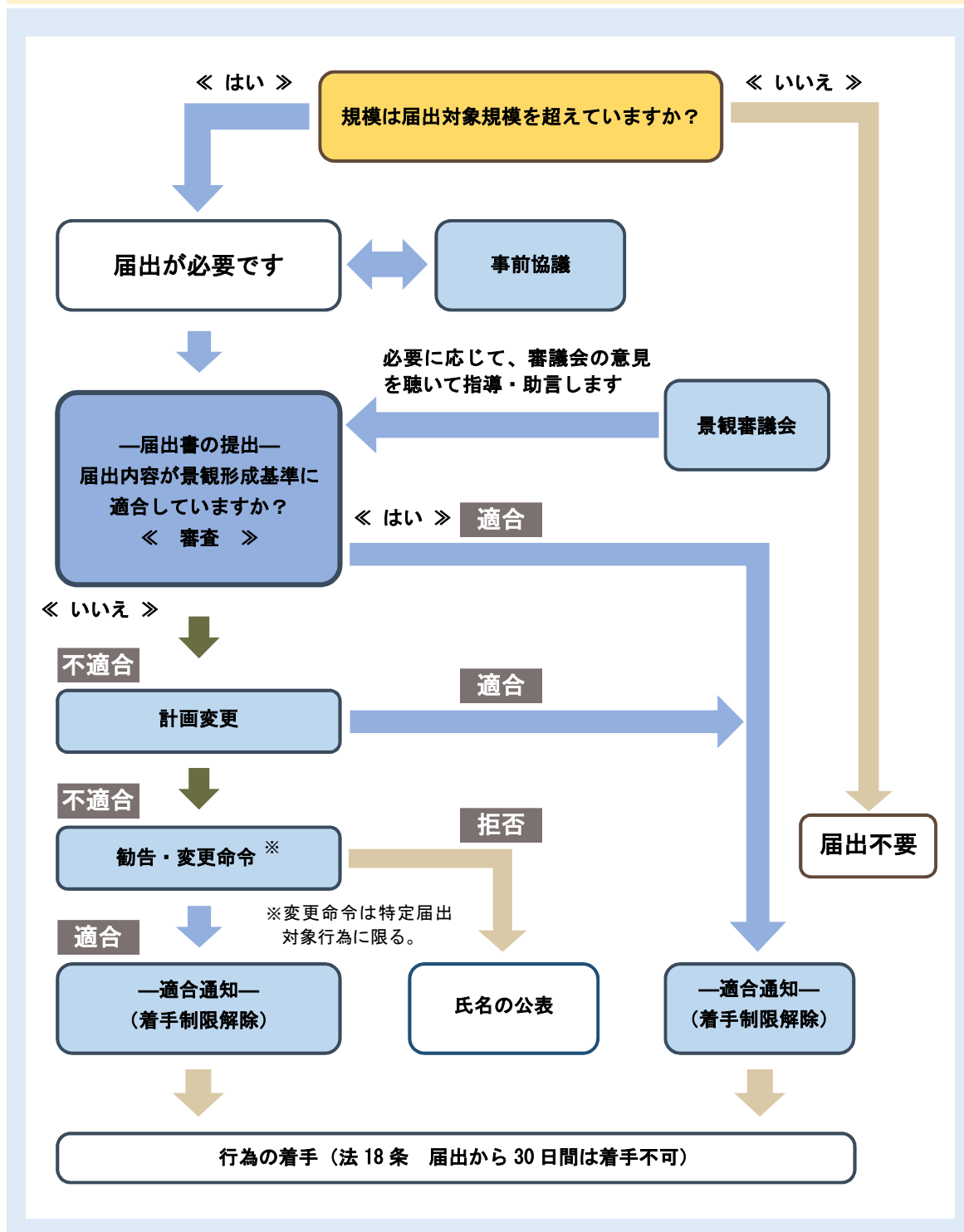


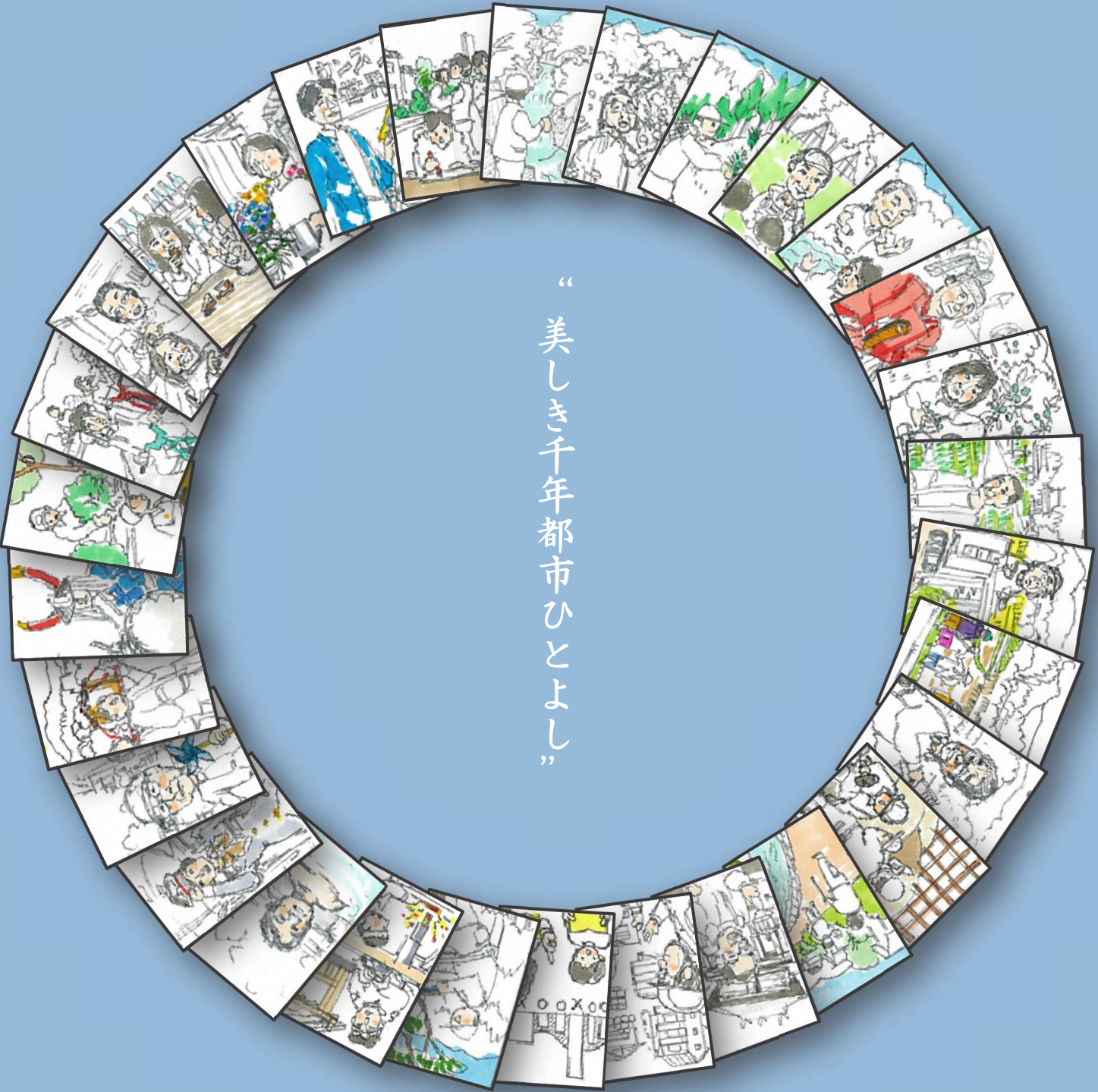
行為の制限にかかる届出の流れ

届出の流れと具体的な手続き

各地域・地区の「行為の制限」に該当する行為について、市長への届出を行う場合の具体的な手続きを下記に示します。

◆届出の流れと具体的な手続き





“
美しき千年都市ひとよし”

問い合わせ先



人吉市景観形成ガイドライン
〒868-8601 熊本県人吉市下城本町 1578 番地 1

(2019 年 1 0 月 発行：人吉市 建設部 都市計画課)

・ TEL: 0966-22-2111 (内 2422)

・ FAX: 0966-22-2152

・ 人吉市 H P : <https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/>